

第4回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会 議事次第・資料一覧

平成24年12月5日(13:00~14:30)
於 鹿児島市(天文館ビジョンホール8F)

【議事次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - 奄美群島森林生態系保護地域の設定案

【資料】

- 資料1-1 議事次第・資料一覧
- 資料1-2 出席者名簿
- 資料2 第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会での主要な議論
- 資料3 奄美群島森林生態系保護地域設定案

- 参考1-1 森林生態系保護地域等の選定の考え方
- 参考1-2 保存地区・保全利用地区の区分設定の考え方
- 参考2 奄美大島における木材産業
- 参考3 森林認証制度について

出席者名簿（1/2）

| 区分 | 氏名 | 所 属 ・ 職 名 等 |
|------------------|-----------|--------------------------|
| 設 定 委 員 | 朝山 肇【欠席】 | 奄美市長 |
| | 福山 敏裕【代理】 | 奄美市副市長 |
| | 有村 孝一 | (独)森林総合研究所 林木育種センター 九州場長 |
| | 石田 健 | 東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授 |
| | 新川 龍郎【欠席】 | 鹿児島県 環境林務部長 |
| | 則久 雅司【代理】 | 鹿児島県 環境林務部 自然保護課長 |
| | 大久保 明 | 伊仙町長 |
| | 大久 幸助 | 天城町長 |
| | 杉村 乾 | (独)森林総合研究所 國際連携推進拠点 |
| | 鈴木 英治 | 鹿児島大学大学院理工学研究科 教授 |
| | 高岡 秀規【欠席】 | 徳之島町長 |
| | 古賀 徹【代理】 | 徳之島町 副町長 |
| | 田畠 満大 | 奄美の自然を考える会 顧問 |
| | 鳥飼 久裕 | NPO法人 奄美野鳥の会 会長 |
| | 浜本 奈鼓【欠席】 | NPO法人 くすの木自然館 専務理事 |
| | 房 克臣 | 瀬戸内町長 |
| | 船越 公威【欠席】 | 鹿児島国際大学 国際文化学部 教授 |
| | 三窪 等 | 鹿児島県 木材協同組合連合会 専務理事 |
| | 元田 信有 | 宇検村長 |
| | 横山 隆一 | (財)日本自然保護協会 常勤理事 |
| | 米田 健 | 鹿児島大学 農学部 教授 |

出席者名簿（2/2）

| | | |
|----------------|--------|------------------------|
| 林野庁 九州森林管理局 | 平之山 俊作 | 局長 |
| | 矢野 彰宏 | 計画部長 |
| | 河野 裕之 | 計画課長 |
| | 松永 善人 | 計画課 森林施業調整官 |
| | 高島 唯 | 指導普及課 保護林係長 |
| | 森本 義春 | 鹿児島森林管理署 署長 |
| | 久保田 修 | 鹿児島森林管理署 流域管理調整官 |
| | 藤川 晃久 | 鹿児島森林管理署 業務課長 |
| | 平田 謙吉 | 鹿児島森林管理署 名瀬森林事務所 首席森林官 |
| | 友栗 誠 | 鹿児島森林管理署 徳之島森林事務所 森林官 |
| 事務局 | 亘 悠哉 | (一社)日本森林技術協会 森林保全グループ |
| | 小池 芳正 | (一社)日本森林技術協会 森林保全グループ |
| | 大久保 敏宏 | (一社)日本森林技術協会 森林保全グループ |
| オブザ ーバー | 小口 陽介 | 環境省 那霸自然環境事務所 国立公園企画官 |

第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会での主要な議論

| 委員の意見 | 備考（関連資料） |
|---|---------------------|
| 保全利用地区（バッファー）の取扱に関する議論 | |
| <p>現在、保全利用地区（バッファー）となっている箇所について、将来的に保存地区（コア）に見直すための手続きを明確にすべきではないか。</p> | 資料3 |
| <p>保全利用地区（バッファー）については、天然林に誘導するために入為を加えるべきではないか。</p> | |
| 木材生産との調和に関する議論 | |
| <p>河内左岸国有林については、周辺の木材生産に配慮した上で特定動物生息地保護林とすべきではないか。</p> | 資料3 参考1-1 参考2 |
| <p>今回の保護林設定案は、木材生産にも配慮したものとなっている（保護林設定にあたっては、木材生産にも配慮すべき）。</p> | |

奄美群島森林生態系保護地域設定案

九州森林管理局

目 次

- 1 森林生態系保護地域の位置及び区域
 - (1) 森林生態系保護地域の位置
 - (2) 森林生態系保護地域の区域
- 2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域
 - (1) 保存地区
 - (2) 保全利用地区
- 3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項
 - (1) 植物相
 - (2) 動物相
 - (3) 地形・地質及び土壤の分布状況
- 4 森林生態系保護地域の管理に関する事項
 - (1) 保存地区
 - (2) 保全利用地区
- 5 森林生態系保護地域の利用に関する事項
 - (1) 保存地区
 - (2) 保全利用地区
- 6 その他の事項
 - (1) 民有林との連携
 - (2) 保全利用地区の見直し

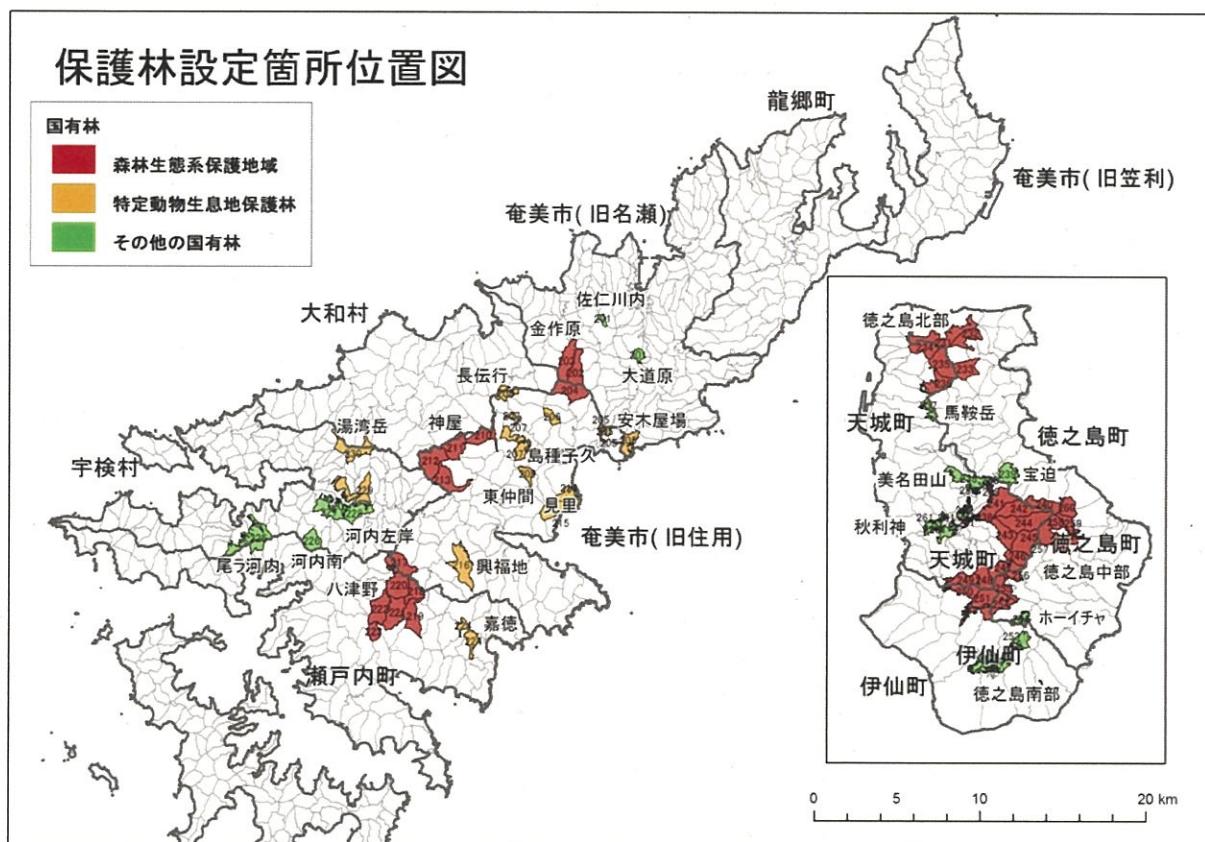
1 森林生態系保護地域の位置及び区域

(1) 森林生態系保護地域の位置

奄美群島森林生態系保護地域は、鹿児島県奄美大島（奄美市、宇検村、大和村、瀬戸内町）と徳之島（徳之島町、天城町、伊仙町）に位置し、鹿児島森林管理署が管轄している（図－1 参照）。

なお、奄美群島の国有林面積は 7,920.89ha であり、奄美大島に 4,098.07ha、徳之島に 3,822.82ha 存置し、奄美大島の総面積の 6%、徳之島の総面積の 15% を占めている。また、気候についてみると、奄美群島の気候は亜熱帯海洋性気候に区分され、近海を流れる黒潮の影響を受け、一年中を通して温暖多雨であり、温帶的要素と熱帶的要素の両方を有している。平均気温は 21.5 度と 20 度を超えており、冬の平均気温でも 10 度を超え、最高気温の平均は 24 度、最低気温の平均でも 19 度と暖かい。また、年降水量は全般的に多く、奄美大島は日本でも有数の多雨地帯で、年間およそ 2,900mm の降水量がある

図－1 森林生態系保護地域等の位置図



(2) 森林生態系保護地域の区域

森林生態系保護地域の区域は、当該地域でしか見られない特徴をもつ原生的な天然林の区域等であって、林道等道路からの入込みや外接する民地との関係・影響を考慮しつつ、保存地区となる地域の外側に、緩衝地帯となる保全利用地区を設けることが可能で、基本的に国有林において、保存地区を厳正に保護することが可能と考えられる一定規模以上（概ね 500 ヘクタール以上）の団地とする（表1 参照）。

なお、森林生態系保護地域は 5 つの団地により構成されるところであるが、

これらについては、同一の森林生態系保護地域として取り扱うこととする。

2 保存地区及び保全利用地区の位置及び区域

(1) 保存地区

森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまり^{*}として管理することが適當な区域を保存地区とする（表1参照）。

※ 保存地区に介在する若齢、壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適當な林分を含む。

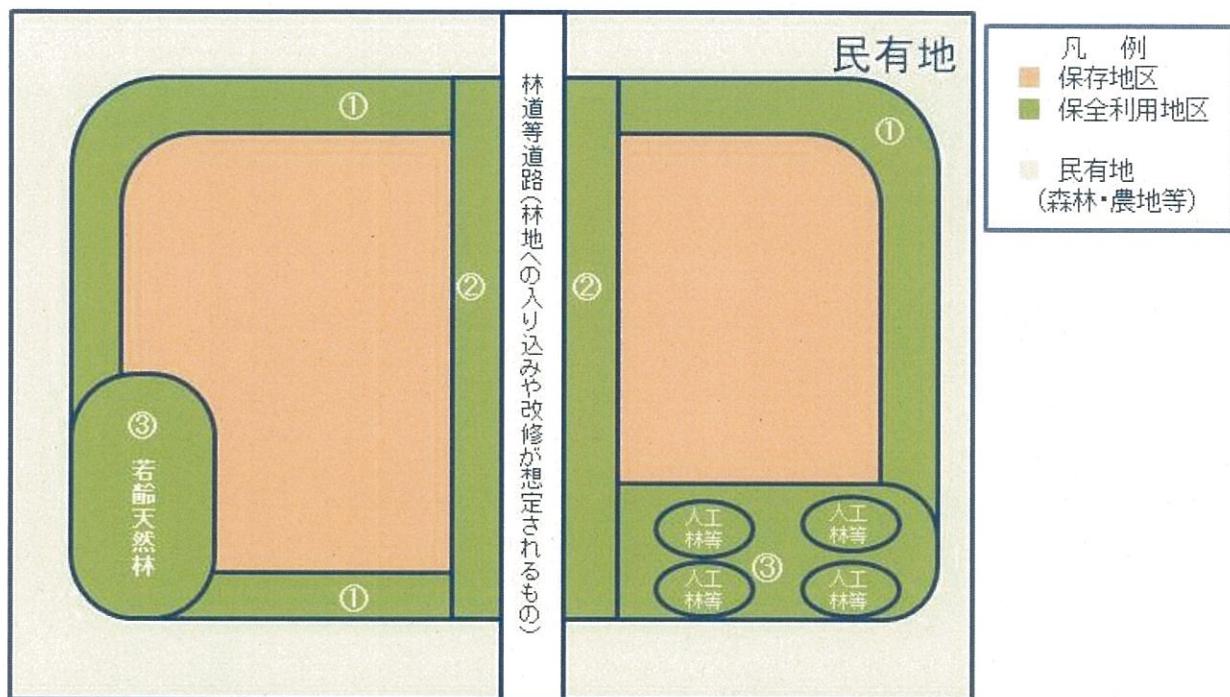
(2) 保全利用地区

保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たす区域であって、

- ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地（農地等）に隣接する林分^{*}
- ② 林道等道路周辺の林分^{*}
- ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため、保存地区とはならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす林分を保全利用地区とする（図－2参照）。

※ 保全利用地区は、既存の保護樹帯も活用しつつ概ね50m程度の幅とする。

図－2 保全利用地区設定の概念図



3 森林生態系保護地域において保存を図るべき生物等に関する事項

(1) 植物相

奄美群島の森林は、主に常緑広葉樹が優占し、奄美大島の金作原、湯湾岳周辺、住用川上流の神屋一滯や川内川上流域、徳之島の天城岳、井之川岳、三京などに原生的な状況でまとまった自然林が存在する。それ以外の森林は、多くが過去にパルプ伐採等の手が入った履歴を持つ二次林であるものの、希少動植物の生息も確認されつつあり、原生的自然林への回復過程にある。また、リュウキュウマツ林は、伐採跡地に生育することが多く、奄美大島の北部や常緑広葉樹林の外縁部、徳之島の中央部から北部にかけてまとまった分布が見られる。

なお、主要な群集（落）分布状況等は以下のとおり。

① リュウキュウアオキースダジイ群集

奄美大島や徳之島の海拔高およそ 100m 以下の低山地や平地に発達する群落で、高木層や亜高木層は、スダジイ、タブノキ、フカノキ、ホルトノキ、ヒメユズリハ、コバンモチ、モクタチバナ、サンゴジュなどによって構成され、低木層はナガミボチョウジ、ヤマヒハツ、エゴノキ、クチナシ、サザンカ、ヒロハコンロンカなどの常在度が高く、草本類はノシラン、ホウビカンジュ、シラタマカズラ、クワズイモ、カツモウイノデなどが主な構成種である。

② ケハダルリミノキースダジイ群集

奄美大島のスダジイ林の大部分を占めるもので、海拔高 100～450m の範囲に広く分布する群集である。高木層や亜高木層はスダジイ、イジュ、オキナワウラジロガシ、イスノキ、フカノキ、コバンモチなどによって構成され、低木層は、モクタチバナ、シシアクチ、タイミンタチバナ、サクラツツジ、ボチョウジ、モクレイシ、アデク、ヤマヒハツなどの構成種が多い。草本層はヒメアリドウシ、ヨゴレイタチシダ、コバノカナワラビ、タシロルリミノキ、マリバルリミノキなどによって構成されている。

③ アマミテンナンショウースダジイ群集

奄美大島、徳之島の海拔 450m 以上の高地において、湿度の極めて高い谷沿いや凹地において発達する群落である。高木層はスダジイ、オキナワウラジロガシ、タブノキ、ショウベンノキ、フカノキ、アカミズキ、バリバリノキ、イスノキなど、低木層はムッチャガラ、ヒメヒサカキ、アデク、シシアクチ、ボチョウジ、オキナワアマシバなどによって構成される。草本層の発達は特に顕著でヒロハノコギリシダ、リュウビンタイ、カツモウイノデ、ヘツカシダなどのシダ植物、ツルラン、トクサラランなどの地上ランその他が密生している。

④ イスノキーウラジロガシ群集

海拔 500m 以上の湿度の高い立地に発達する群集であるが、渓流沿いでは標高 250m 位でも見られる。高木層はイスノキ、ウラジロガシが優占して樹高 20m に達する林分がある。亜高木層や低木層はハイノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、バリバリノキ、サザンカ、イズセンリョウ、シキミ、クロバイなどによって構成され、草本層にはコバノカナワラビ、オオオキ

ジノオ、イナモリソウ、ハナミョウガ、フユイチゴ、ティカカズラなどの出現率が高い。

⑤ オキナワウラジロガシ群集

徳之島の天城岳や丹発山、犬田布岳等によく発達した群落があるが、奄美大島では、谷沿いや山頂付近の凹地などで湿度の高い立地のウラジロガシーイスノキ群落の中に局所的に見られるに過ぎない。高木層はオキナワウラジロガシ、イスノキ、フカノキ、カクレミノ、スダジイなどの優占度が高く、亜高木層や低木層にはモクタチバナ、タイミンタチバナ、アオバノキ、アカミズキ、ギヨクシンカ、シマミサオノキ、マルバルリミノキ、シシアクチなど種数が多い。草本層はフウトウカズラ、リュウキュウツルコウジ、コウモリシダ、キノボリシダ、カツモウイノデなどの優占度が高い。

なお、丹発山のオキナワウラジロガシ林は大きな板根を持つことで知られている。

(2) 動物相

ア 哺乳類

奄美群島に生息している哺乳類は在来種としてリュウキュウイノシシ、アマミノクロウサギ、ケナガネズミ、アマミトゲネズミ、トクノシマトゲネズミ、ワタセジネズミ、リュウキュウユビナガコウモリ、ヤンバルホオヒゲコウモリ、リュウキュウテングコウモリなどが挙げられ、それらのほとんどは奄美群島又は南西諸島の固有種、固有亜種、固有性の高い地域である。他に外来種としてフイリマングースなど 5 種が確認されている。

イ 鳥類

奄美群島で確認された鳥類は 300 種で、鹿児島県で記録された鳥類 381 種の約 79%、日本で記録されている 555 種の 54% に相当する。

鳥類の中で、注目されているのが、分布域が特に狭いルリカケス、アマミヤマシギ、オオトラツグミの 3 種である。

ウ 両生類・爬虫類

奄美群島には、爬虫類がオビトカゲモドキなど 20 種、両生類がオットンガエル、イボイモリなど 11 種生息している。この内、爬虫類の 12 種、両生類の 5 種が奄美群島、南西諸島における固有種である。

エ 昆虫類

奄美大島に生息する昆虫類は、アマミマルバネクワガタ、ウケジママルバネクワガタなどこれまで約 2,500 種が記録されているが、今後も未記載種や分布新記録種の発見が続き、実際には 4,000~5,000 種に及ぶのではないかとも考えられている。

(3) 地形・地質及び土壤の分布状況

ア 地形

・奄美大島の主要な山系は、最高峰は湯湾岳 (694 m) で、島の中央か

らやや西側に位置するほか、油井岳（483m）、小川岳（528m）、松長山（455m）、鳥ヶ峰（467m）、等400m以上の山々が本島の脊柱部を構成している。

・奄美大島の主要な河川は、太平洋の住用湾に注いでいる住用川（約15km）、大川、東シナ海に注ぐ河内川、名音川などあるが、ほとんどが流路延長の短い急流河川である。

・徳之島の主な山系は、島北部の天城岳（533m）、三方通岳（496m）、大城山（333m）を主峰とした比較的急峻な山が連なり、島の中央部では井之川岳（645m）美名田山（438m）、島の南部へ剥岳（382m）、犬田布岳（417m）と続く山塊が群をなしている。

・徳之島の主要河川は天城町の秋利神川（約13km）のほか、徳之島町の亀徳川、伊仙町の鹿浦川などがある。

イ 地質

奄美大島の地質は、大部分が古生代、中生代の堆積岩類とそれを貫く花崗岩類からなっている。

徳之島は、北部は古生層とそれを貫く花崗岩、輝緑岩からなり、南部は新第三紀の琉球層群が分布する。

ウ 土壤

奄美大島、徳之島地域では、赤黄色土壤のうち弱乾性赤黄色土が6割強と最も多く、次いで乾性赤黄色土、適潤性赤黄色土となっている。これらの土壤は、概してA層が薄く、その下部も埴質で腐植土が乏しいため林木の生育環境としてはあまり良好とは言えない。なお、弱乾性赤黄色土の分布は、山腹中部から低山地にかけて出現しており、この土壤を適木とするリュウキュウマツやスダジイ等の広葉樹が生育しており、成長も比較的良好である。乾性赤黄色土（主に黄色土）は、各地の尾根付近の凸地に出現し、透水性、通気性ともに悪くスダジイ、イジュ等の広葉樹が生育している。適潤性赤黄色土は、奄美大島の中央部を主に水系付近の凹地に見られる程度で分布は少なく、一部にスギが植林されている。

4 森林生態系保護地域の管理に関する事項

管理に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体的対応については、学識経験者等からなる保全管理委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置するとともに、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

（1）保存地区

保存地区は、森林生態系の厳正な維持を図ることとし、原則として人手を加えず自然の推移に委ねることとする。

ただし、森林生態系を維持するため必要な次の事項については行うことができるとする。

ア モニタリング、生物遺伝資源の利用に係る行為等、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為

イ 非常災害のための応急措置として行う次の行為

（ア）山火事の消火等

- (イ) 大規模な林地崩壊、地すべり等の災害の復旧措置等
- ウ 標識類の設置等
- エ 科学的知見に基づく固有の生物多様性と森林生態系を保全・修復するため必要と認められる行為（例：保存地区内に介在する人工林に対する天然林への誘導行為、外来生物防除等）
- オ 既設歩道等の維持修繕
- カオ その他法令等の規定に基づき行う行為

また、森林生態系の厳正な維持を図るため、関係者等の協力を得ながら監視体制の整備を図っていくこととする。

(2) 保全利用地区

保全利用地区は、保存利用保存地区の森林生態系に外部からの環境変化の影響が直接及ばないよう、緩衝の役割を果たすこととする。

保全利用地区の森林については、木材生産を目的とする森林施業は行わないこととする。ただし、天然林の保存を図るために一体的に保全・管理することが相応なスギ林分については、育成複層林施業等を行うことができるものとし、将来的には天然林への移行を図るよう取り扱うこととする。

ただし、また、次の行為については行うことができることとする。

- ア 保存地区と同様の管理行為
- イ 森林内で行う環境教育等に必要と認められる行為
- ウ 国土保全のため必要な治山工事及びその付帯工事
- エ 枯損木及び被害木の伐倒、搬出

5 森林生態系保護地域の利用に関する事項

利用に関する基本的な方針は、以下のとおりとする。

ただし、具体的の対応については、委員会の意見を聴きながら実施することとする。

(1) 保存利用地区

生物遺伝資源の利用に関する行為等、公益上の理由により必要と認められる行為は行うことができることとする。

(2) 保全利用地区

原則として保存地区に準ずる扱いとするが、自然条件等に応じて森林の教育的な利用等を行う場合は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で行うことができる。また、そのため必要な施設は設置することができることとする。

5-6 その他の事項

(1) 民有林との連携

奄美大島・徳之島でしか見られない特徴的な森林生態系を有する特定動物生息地保護林等については、これらの一部と森林生態系保護地域との間に介在する民有林が一定の管理水準以上（例えは、保護林と同程度の管理水準、又は育成複層林への誘導に向けた取組がなされるなど）となること

が担保された段階で、森林生態系保護地域の設定に係る所要の手続きを経た上で、森林生態系保護地域の区域に変更することとする。

(2) 保全利用地区の見直し

2 (2) ③に該当する保全利用地区については、当該保全利用地区の林分構造の推移や社会的要請等を踏まえ、必要に応じ保存地区への見直しを検討することとする。

表-1 恒美群島森林生態系保護地域（案）

| 区分 | 計画区 | 署 | 地区 | 位 | | 面積 ha | 摘要 |
|--------|------|-------|---|--|----------|--------|----|
| | | | | 林小班 | 個 | | |
| 保存地区 | 恒美大島 | 鹿兒島 | 金作原 | 202 <small>そ、203<small>り、204<small>い、ろ、は、に、に1、ほ、へ、と、ち、り、り1、り2、ぬ、ぬ1、る、る1、る2、わ、か</small></small></small> | | 241.30 | |
| | | 神屋 | 211 <small>い、212<small>る、む、う、213<small>い、に、に1~2、ほ、へ、と、ち、り、り1、り2、ぬ、ぬ1、る、る1、る2、わ、か</small></small></small> | | 161.05 | | |
| | | 八津野 | 218 <small>い～に、つ、220<small>い～る、か、か5、れ、つ、ね、ね1、ね2、ね3、ね4、な、な2、な1、な2、221<small>い2～6、ろ～に、に1～2、ほ、へ、と、ち5、ち6、り、ぬ、か、か1</small></small></small> | | 328.82 | | |
| | | 徳之島北部 | 231 <small>い、ろ、と、ち、り、り1、は1～4、222<small>い2～6、ろ～に、に1～2、ほ、へ、と、ち5、ち6、り、ぬ、か、か1</small></small> | | 432.88 | | |
| | | 徳之島中部 | 240 <small>(金)、242<small>い1～2、ろ、は～ぼ1、ほ3、と、ち、り、243<small>い～ろ、は、に1～2、と～り、ぬ～わ、れ、そ、245<small>い、ろ、は、に、ほ、へ～わ7、246<small>い、ろ、は、イ、248<small>い、に、ほ、へ、249<small>に、259<small>3、31～2、は、に、へ、251<small>ち～か、チ～ル、257<small>ち、り、ぬ、る、258<small>い、ろ、259<small>い、ろ、260<small>(金)</small></small></small></small></small></small></small></small></small></small></small></small></small> | | 1,088.50 | | |
| | | 計 | 202 <small>い～れ、そ1、203<small>い～ち、り1、ぬ、204<small>い1、ろ1、は1、と1、ぬ2、ぬ3、か1</small></small></small> | | 2,252.55 | | |
| | | 金作原 | 210 <small>い～る、211<small>ろ～お、212<small>い～ぬ、る1、る2、わ～ら、せ1～8、う1、213<small>い、1、ろ、は、は1、に1</small></small></small></small> | | 217.68 | | |
| | | 神屋 | 217 <small>い～く、218<small>ほ～そ、つ1、ね～う、219<small>い～ぬ、220<small>い～2、わ、か1～4、か6～7、よ、た、れ1、そ、ね5～7、な3、221<small>い1～6、ろ2、は5、に～つ、ね1、な、222<small>い1、い1、に3、ほ1～2、へ1、ち～ち4、ち6～7、り1、ぬ1、る～わ2、か2、223<small>(金)</small></small></small></small></small></small></small> | | 469.03 | | |
| | | 八津野 | 231 <small>い1、ろ1、は～へ、ち1、り1、ぬ1、232<small>い、い1、ろ1～3、は～ぼ3、へ1、と～ち、り1、233<small>い～ぬ、る1～4、る6～7、わ、234<small>い1、ろ、ほ2～3、へ1、235<small>い1、に～と、れ1、236<small>い1、ろ2、は4～6、に、ほ1、ほ3～4、へ2～3、と～わ</small></small></small></small></small></small> | | 626.93 | | |
| | | 徳之島北部 | 241 <small>い～く、242<small>い、い3、ろ1～2、ほ2、ほ4、へ、と1、ち2～4、243<small>い1、ろ3、は1、244<small>い～は、244<small>に3～6、ほ、へ、り1、か～た、そ1、245<small>い1～2、ろ1、は1、ほ1、246<small>い1、ろ1、は1、に、247<small>(全)、248<small>い1～3、ろ、は、に1～3、ほ1、と、249<small>に3、250<small>ろ1、ろ3、に1、へ1、251<small>に～と、よ～そ、ね、へ、ト、ワ、2</small></small></small></small></small></small></small></small></small></small></small></small> | | 352.40 | | |
| 保全利用地区 | | 徳之島中部 | 244 <small>に3～6、ほ、へ、り1、か～た、そ1、245<small>い1～2、ろ1、は1、ほ1、246<small>い1、ろ1、は1、に、247<small>(全)、248<small>い1～3、ろ、は、に1～3、ほ1、と、249<small>に3、250<small>ろ1、ろ3、に1、へ1、251<small>に～と、よ～そ、ね、へ、ト、ワ、2</small></small></small></small></small></small></small></small> | | 901.28 | | |
| | | 計 | | | 2,567.32 | | |
| 合計 | | | | | 4,819.87 | | |

注) 地区区分、林小班、面積等は細部調整により変更もあり得る。

森林生態系保護地域等の選定の考え方

※ 本資料は、平成24年10月13日に開催された「第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」において提示した資料3-1である。

奄美群島における森林生態系保護地域等の選定の考え方【案】

- 1 奄美群島の森林生態系は、世界的にも局所的にしか成立しない亜熱帯性常緑広葉樹により構成されるとともに、以下の2つの特徴を有することから、奄美群島でしか見られない森林生態系と位置づけ。
 - ① 2つの生物地理区(旧北区及び東洋区)の移行帶に位置しており、数多くの分布限界種により構成
 - ② アマミノクロウサギやルリカケスなどの大陸遺存種が生息
- 2 このため、奄美群島における森林生態系保護地域等の保護林の設定に当たっては、奄美群島の特徴的な森林生態系の構成要素である分布限界種及び大陸遺存種等に着目して選定

奄美群島における全ての国有林野

当該地域でしか見られない特徴的な森林生態系※であり、貸付地等以外の国有林野

※ 分布限界種及び大陸遺存種が多く確認される森林

貸付地など住民の福祉向上等への寄与に配慮すべき国有林野※

※ 貸付地(予定地を含む)、車道、分柵造林地、畠地などの外接民地の影響が大きい箇所等

Yes No

保存地区・保全利用地区の配置が可能であり、一団地が概ね500ha以上の国有林野

Yes No

- 特定の希少種を優先的に保護すべき国有林野
- 民有林と連携して森林生態系を保全・管理することが適当と判断される国有林野

Yes

No

森林生態系保護地域

【奄美大島】

- ・金作原
 - ・神屋
 - ・八津野
- 合計: 2,045ha
(50%)

【徳之島】

- ・中部
 - ・北部
- 合計: 2,775ha
(73%)

森林生態系保護地域以外の保護林 (特定動物生息地保護林等)

奄美大島: 1,334ha(33%)^{※1}
徳之島: 5ha(0%)^{※2}

※1 特定動物生息地保護林(新設)

※2 林木遺伝資源保存林(既設)

保護林対象外

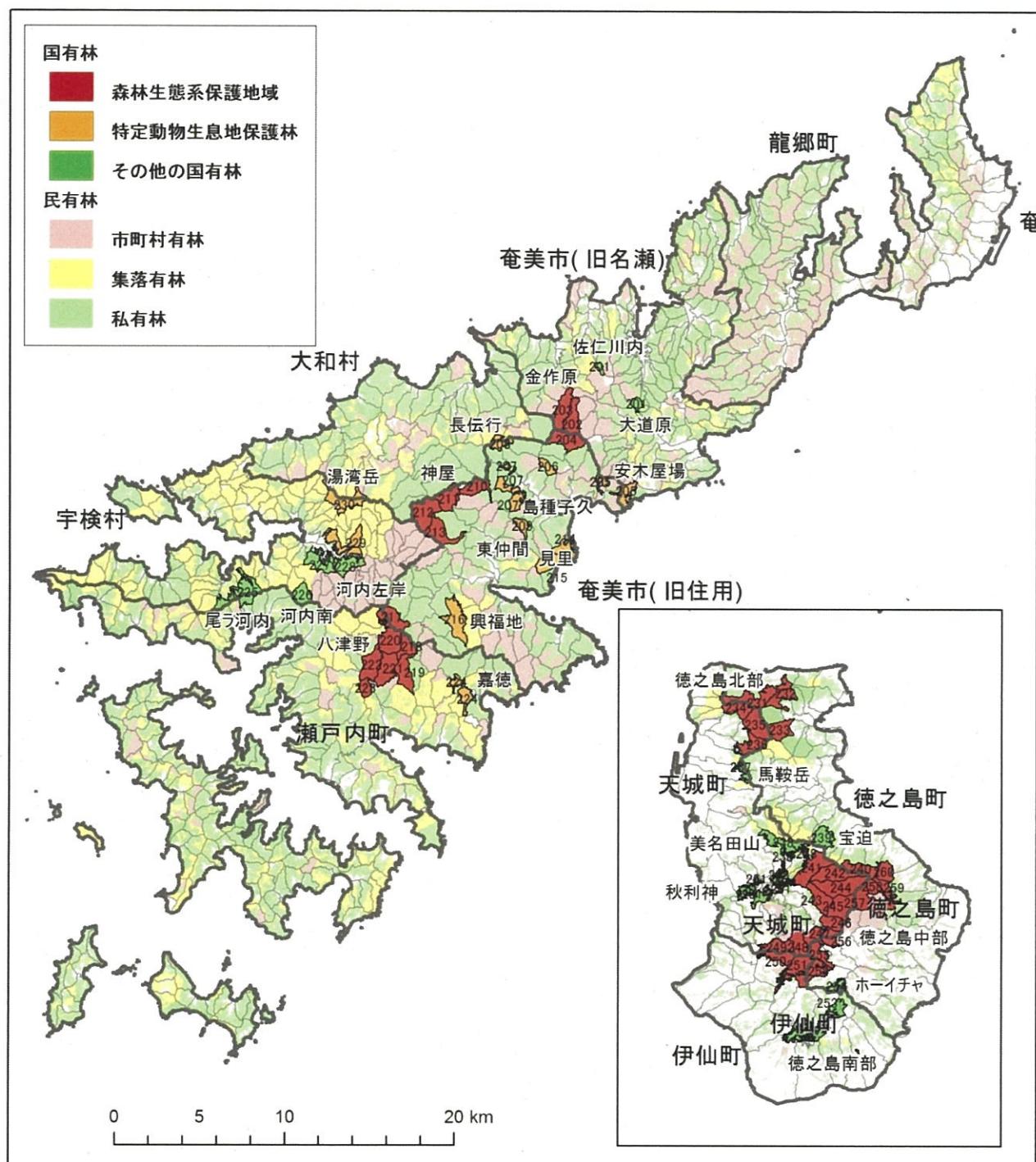
奄美大島: 719ha(17%)
徳之島: 1,042ha(27%)

Point

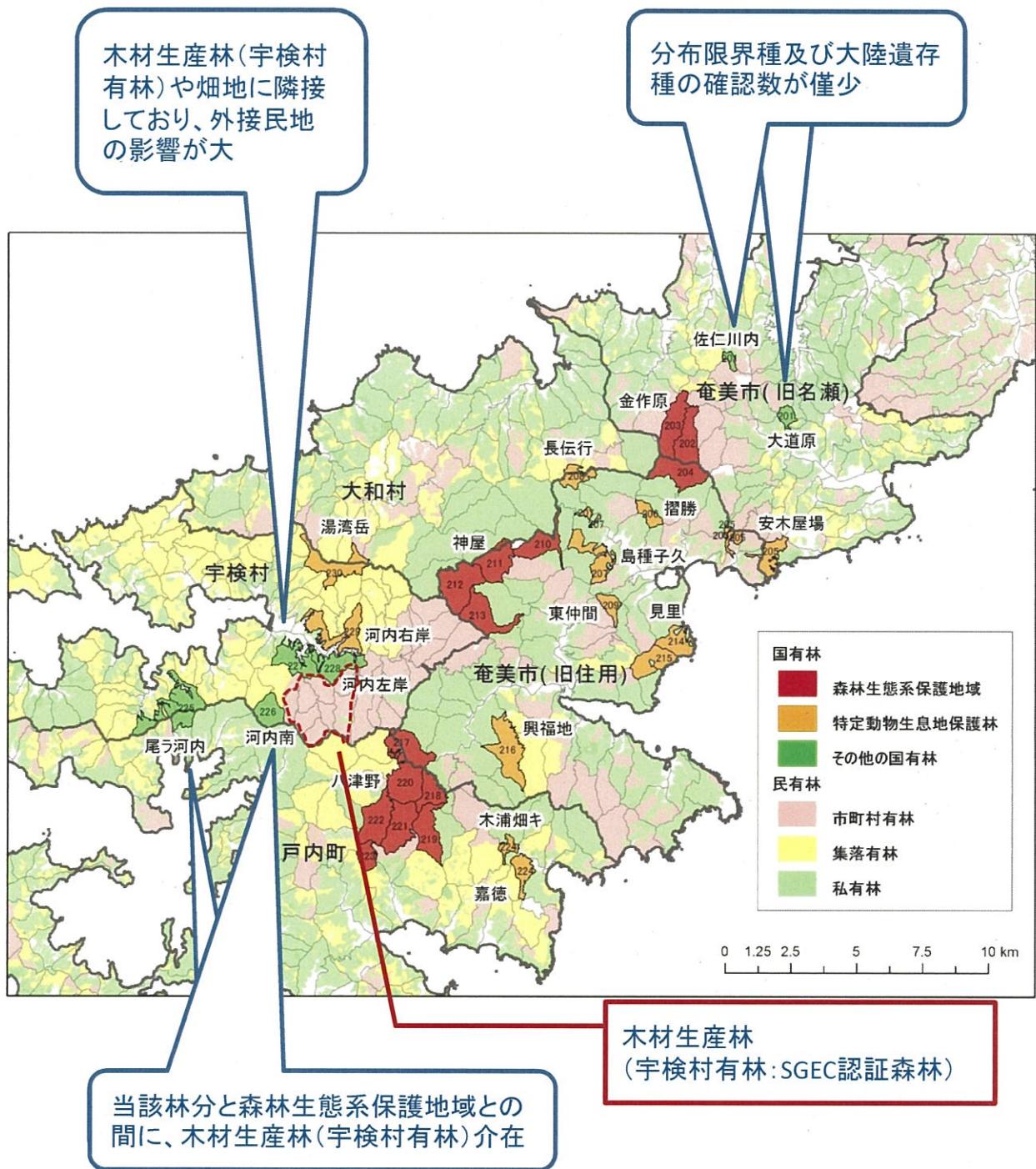
主に奄美大島で適用
(二段階方式)

森林生態系保護地域とそれ以外の保護林との間に介在する民有林について、一定レベル以上の管理水準が確保された段階で森林生態系保護地域に再整理

奄美群島における森林生態系保護地域等の設定箇所



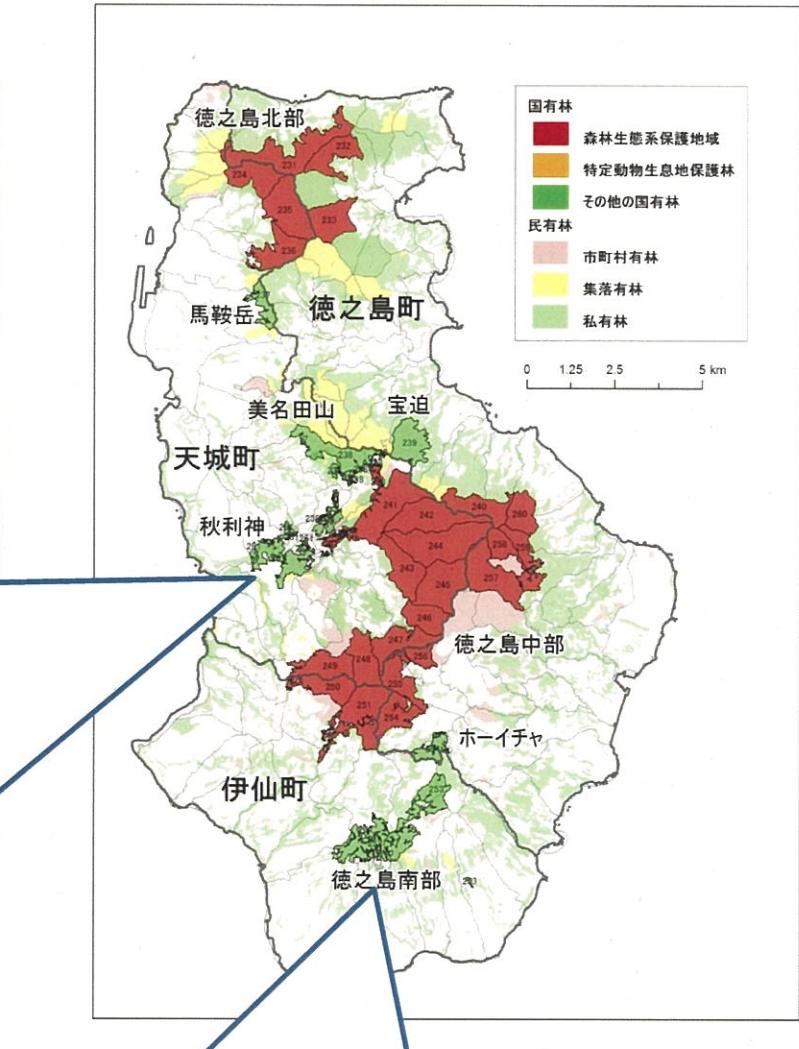
森林生態系保護地域等から除外する林分(奄美大島)



森林生態系保護地域等から除外する林分(徳之島)

- ▶ 貸付地(予定地を含む)、車道、分収造林地、畠地などの外接民地の影響の多い箇所は、森林生態系保護地域等の対象から除外。

【事例1】秋利神国有林 261ほ林小班外
周辺にサトウキビ畠などの耕作地が介在し、また、道路等林地開発も進んでおり、外接民地の影響を排除することが困難

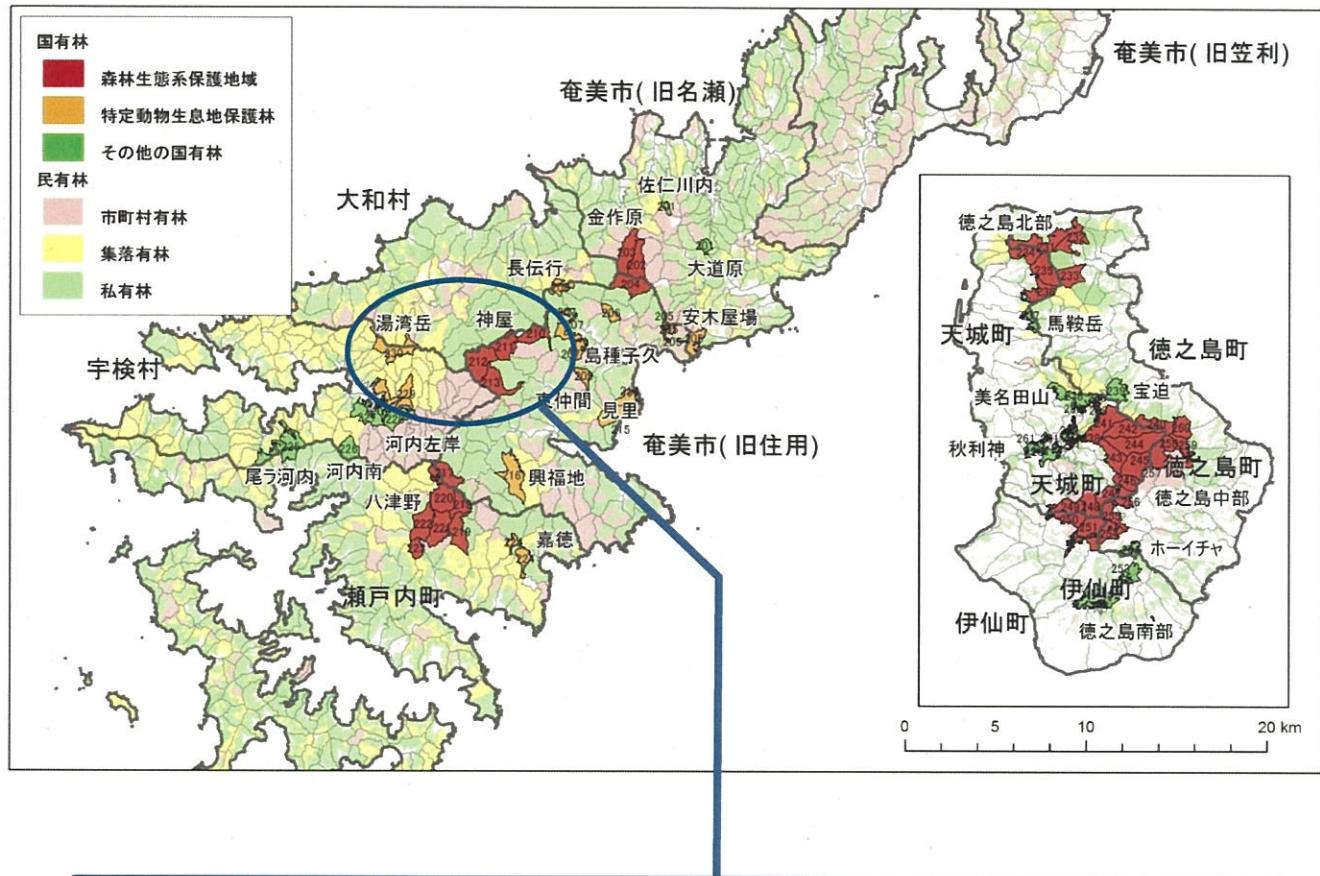


【事例2】伊仙国有林 252り林小班外
周辺に取水用施設及びサトウキビ畠等耕作地が介在しており、外接民地の影響を排除することが困難。



民有林との連携について

森林生態系保護地域と特定動物生息地保護林との間に介在する民有林について、一定レベルの管理水準(例えば、保全利用地区と同程度の取扱がなされる、又は育成複層林への誘導に向けた取扱がなされるなど)が確保された段階で、特定動物生息地保護林を森林生態系保護地域に再整理。

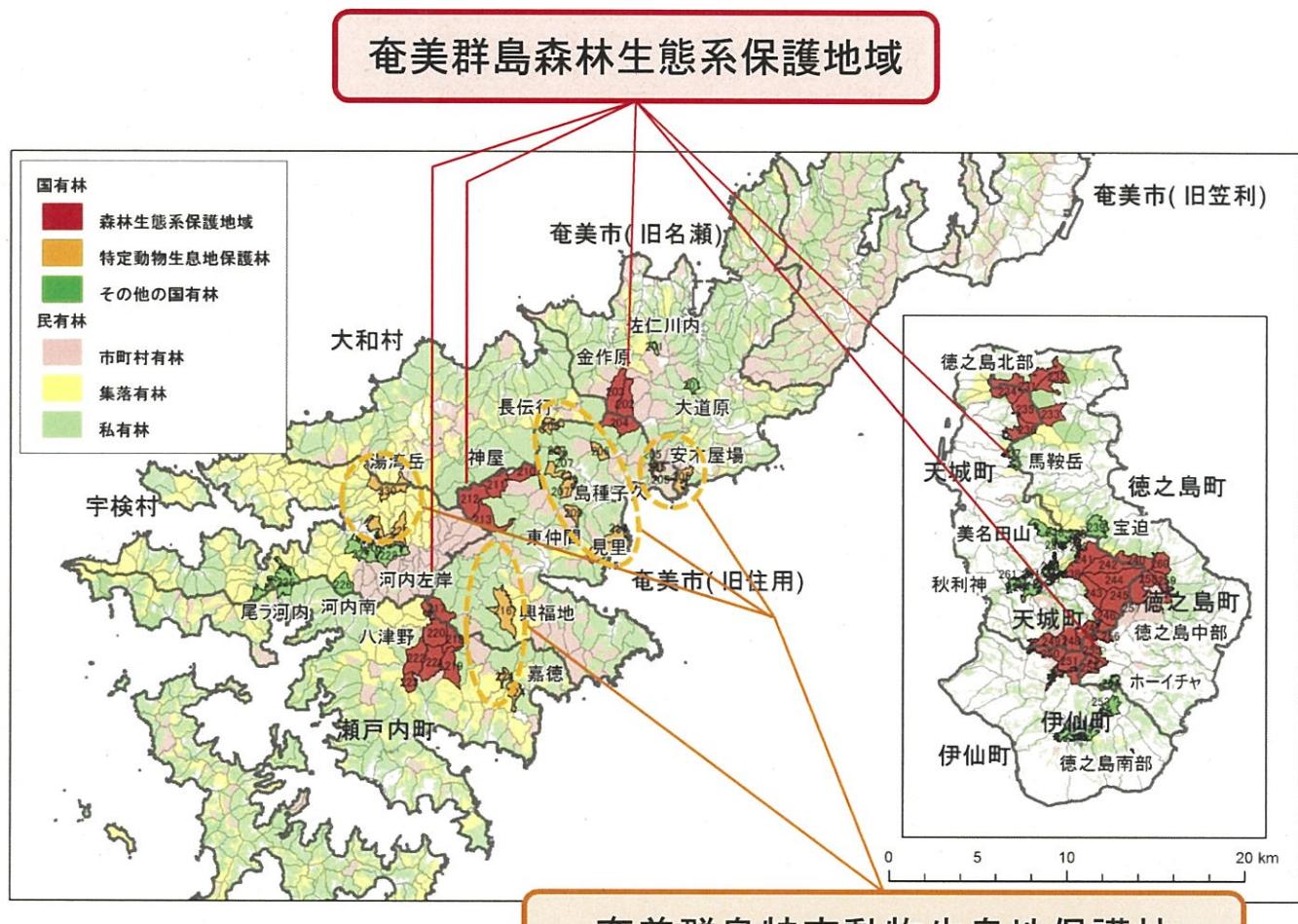


連携のイメージ



森林生態系保護地域等の名称について

- 奄美大島・徳之島の国有林野に対して、新たに設定する森林生態系保護地域の名称は「奄美群島森林生態系保護地域」とする。
- 奄美大島の国有林野に対して、新たに設定する特定動物生息地保護林の名称は「奄美群島特定動物生息地保護林」とする。



奄美群島森林生態系保護地域・奄美群島特定動物生息地保護林の面積

単位:ha

| | | ① 奄美群島森林生態系保護地域 | | ② 奄美群島特定動物生息地保護林 | ①②以外 | 計 |
|----------|-------|-----------------|----------|------------------|-------|-------------|
| | | うち保存地区 | うち保全利用地区 | | | |
| 奄美 大島 | 金作原 | 459 | 241 | 218 | | |
| | 神屋 | 630 | 161 | 469 | | |
| | 八津野 | 956 | 329 | 627 | | |
| | 計 | 2,045 | 731 | 1,314 | 1,334 | 719 4,098 |
| 徳之島 | 徳之島北部 | 785 | 433 | 352 | | |
| | 徳之島中部 | 1,990 | 1,089 | 901 | | |
| | 計 | 2,775 | 1,522 | 1,253 | 5 | 1,042 3,822 |
| 奄美群島合計 | | 4,820 | 2,253 | 2,567 | 1,339 | 1,761 7,920 |

参考

奄美群島特定動物生息地保護林設定（案）

1 設定の目的

奄美群島森林生態系保護地域以外の国有林野であって、アマミノクロウサギやトゲネズミ類など奄美群島を特徴づける希少種や固有種の繁殖地又は生息地であり、これらの動物種を優先的に保護を図る必要のある箇所を保護林として設定。

2 保護を必要とする特定の動物種

アマミノクロウサギ、アマミトゲネズミ など

3 位置及び面積

| 林班名 | 国有林名 | 保護林 | 保護林以外 | 備考 (保護林以外の利用状況) |
|-------------|------------------------|----------|-------|--------------------|
| 205 | 安木屋場・山路・松山・和瀬 | 127.53 | 3.46 | 道路敷、作業道敷 |
| 206 | 摺勝 | 52.22 | | |
| 207 | 島種子久・第一稻儀野・第二稻儀野・第三稻儀野 | 150.30 | | |
| 208 | 長伝行・中渡量 | 68.58 | 1.78 | 道路敷 |
| 209 | 東仲間・越路 | 55.70 | 0.20 | 道路敷 |
| 214・ 215 | 栄間・見里 | 222.17 | | |
| 216 | 興福地 | 203.52 | | |
| 224 | 嘉徳・木浦畠キ | 109.51 | 0.42 | 道路敷 |
| 229 | 小勝 | 177.09 | 1.16 | 道路敷、建物敷 |
| 230 | 上大久保・能路川・場志道 | 167.77 | | |
| 計 | | 1,334.39 | 7.02 | |

注) 道路等貸付地で小班分割している箇所については、保護林の対象外とした。

4 保護及び管理に関する事項

保護管理の具体的検討等に当たっては、別途、学識者等の意見を聞きながら実施する。

5 その他留意事項

特になし

参考1-2

保存地区・保全利用地区の区分の設定の考え方

※ 本資料は、平成24年10月13日に開催された「第3回奄美群島森林生態系保護地域設定委員会」において提示した資料3-2である。

保存地区(コア)・保全利用地区(バッファー)の設定の考え方(イメージ)

【保存地区】

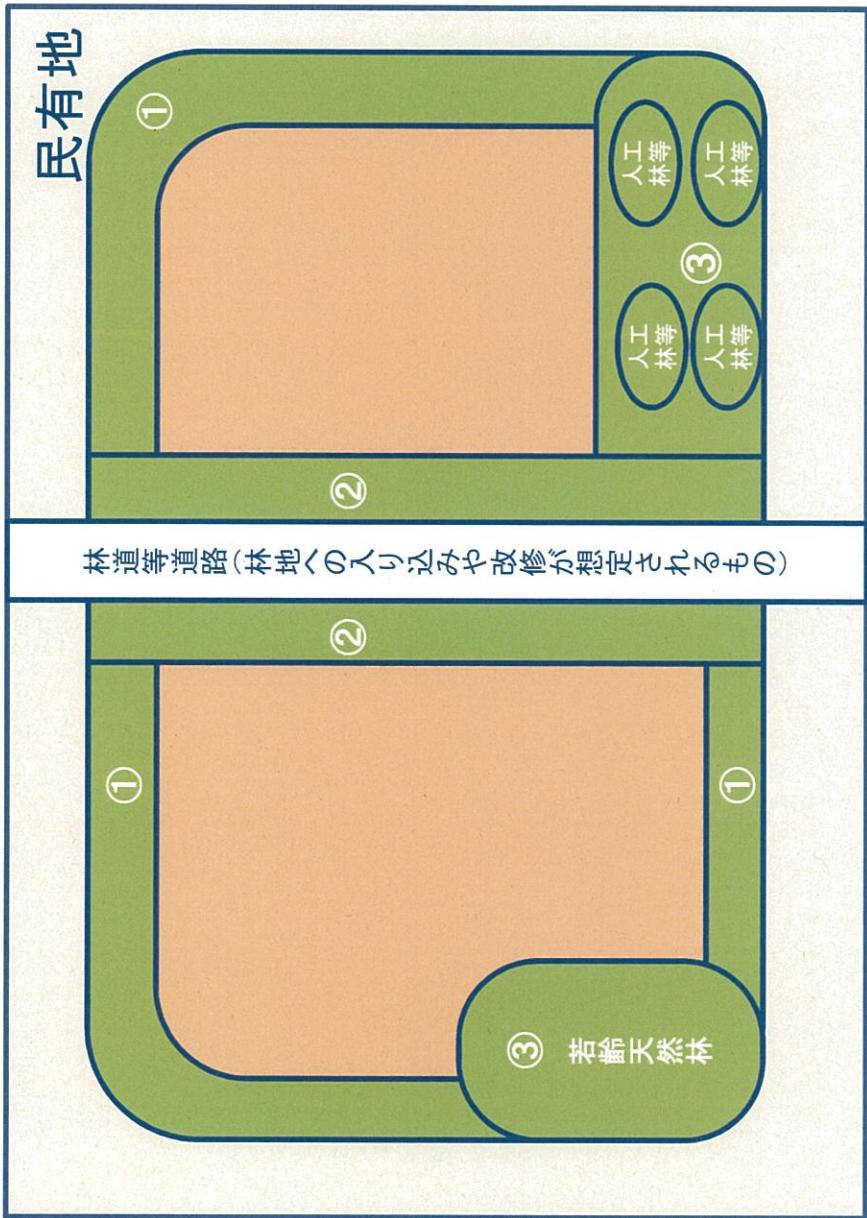
森林生態系の厳正な維持を図る区域であって、一つのまとまりとして管理することが適当な区域

【保全利用地区】

保存地区の森林に外部の環境の変化が直接及ぼさないよう、緩衝の役割を果たす区域であって、具体的には既存の保護樹帯も活用しつつ、以下の箇所に設定

- ① 人為的影響を及ぼす可能性のある民地(農地等)の隣接箇所(概ね50m程度の保全利用地区を設定)
- ② 林道等道路周辺の森林(概ね50m程度の保全利用地区を道路両側に設定)
- ③ 若齢・壮齢の天然林及び人工林を主体とする林分であるため保存地区とならないが、保存地区の外縁で緩衝の役割を果たす森林。

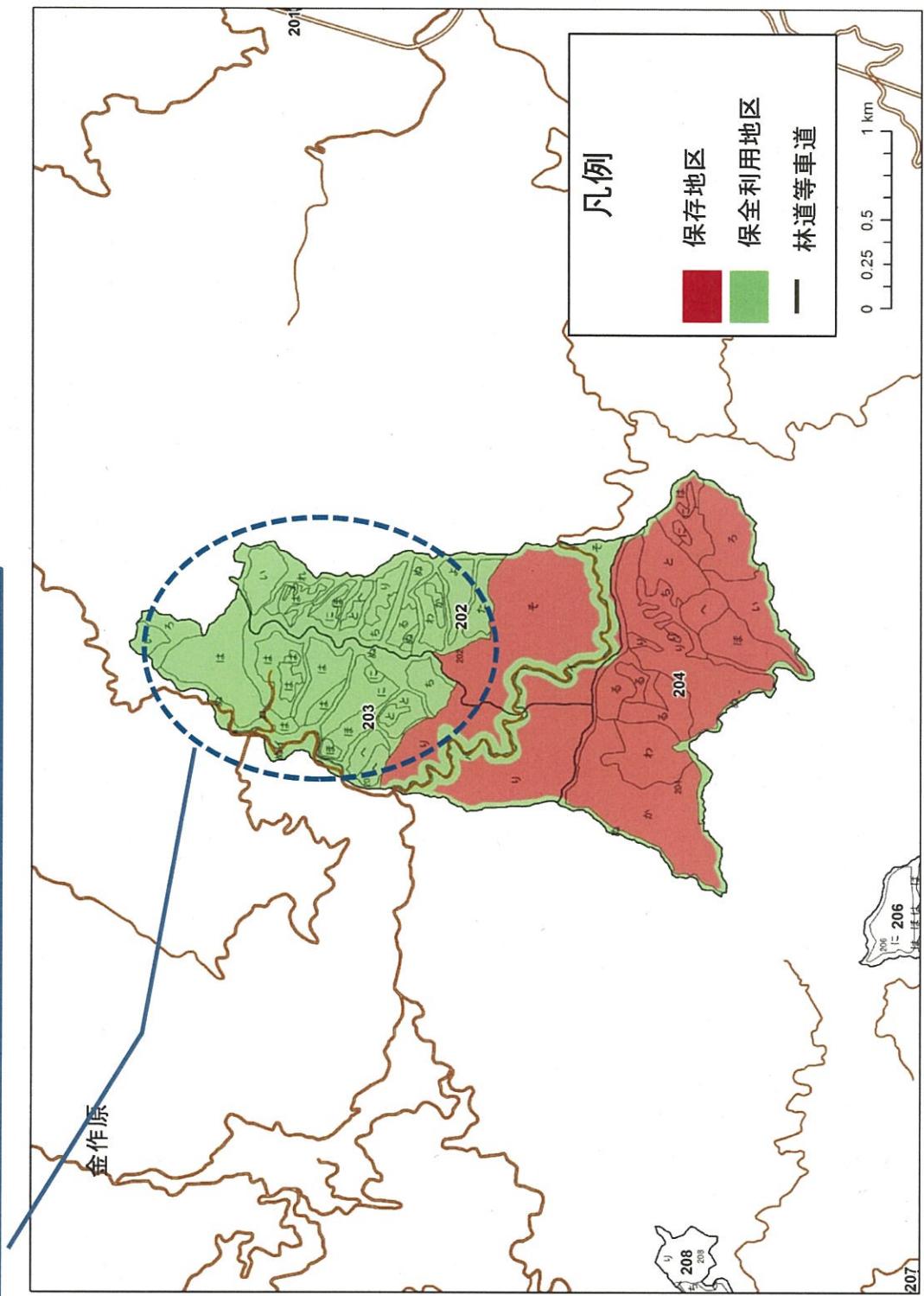
* 保存地区内に介在する若齢・壮齢天然林及び人工林のうち、高齢級天然林の林分構造との差異が僅少であり、かつ保存地区として一体的に管理することが適当な場合は、保存地区的対象とする。



金作原地域

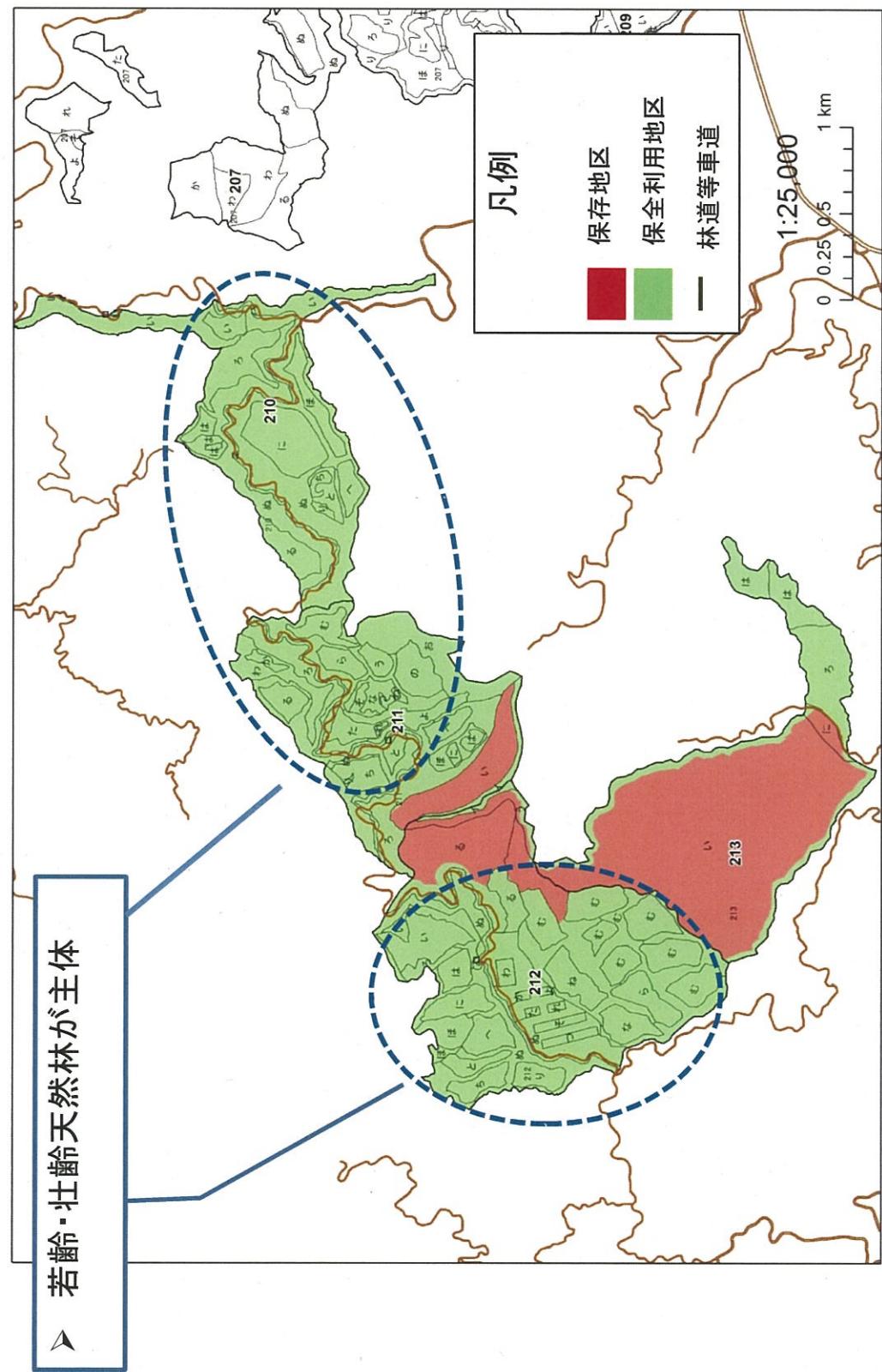
- 保護樹帯(高齢級林分)に取り囲まれ、30年生程度のスギ人工林分が点在。
- これらスギ人工林では、スギ植栽木が天然更新で発生した広葉樹類よりも優位な状況。

保 存 地 区： 241ha
保 全 利 用 地 区： 218ha
合 計： 459ha

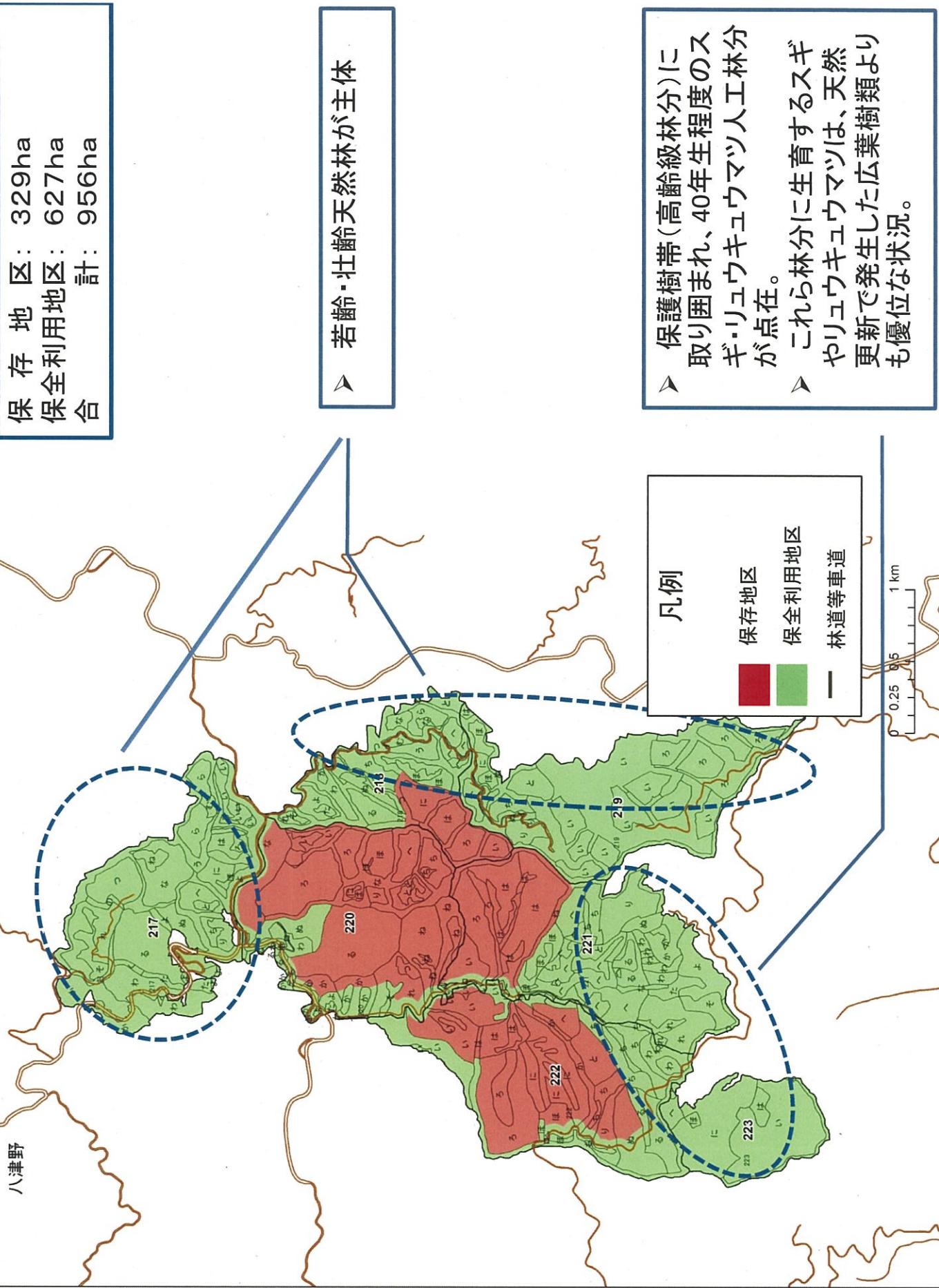


神屋地域

保 存 地 区： 161ha
保 全 利 用 地 区： 469ha
合 計： 630ha

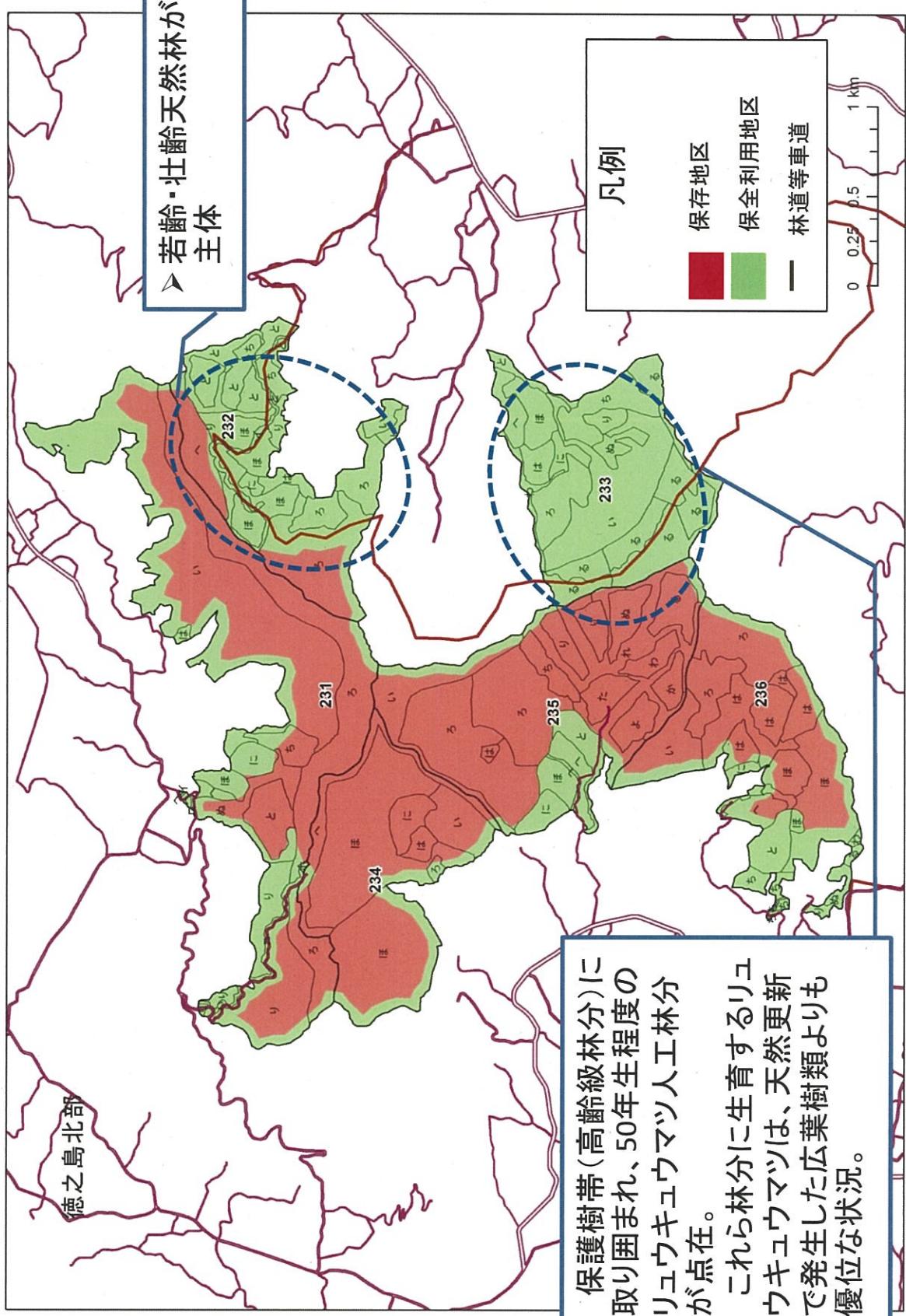


八津野地域



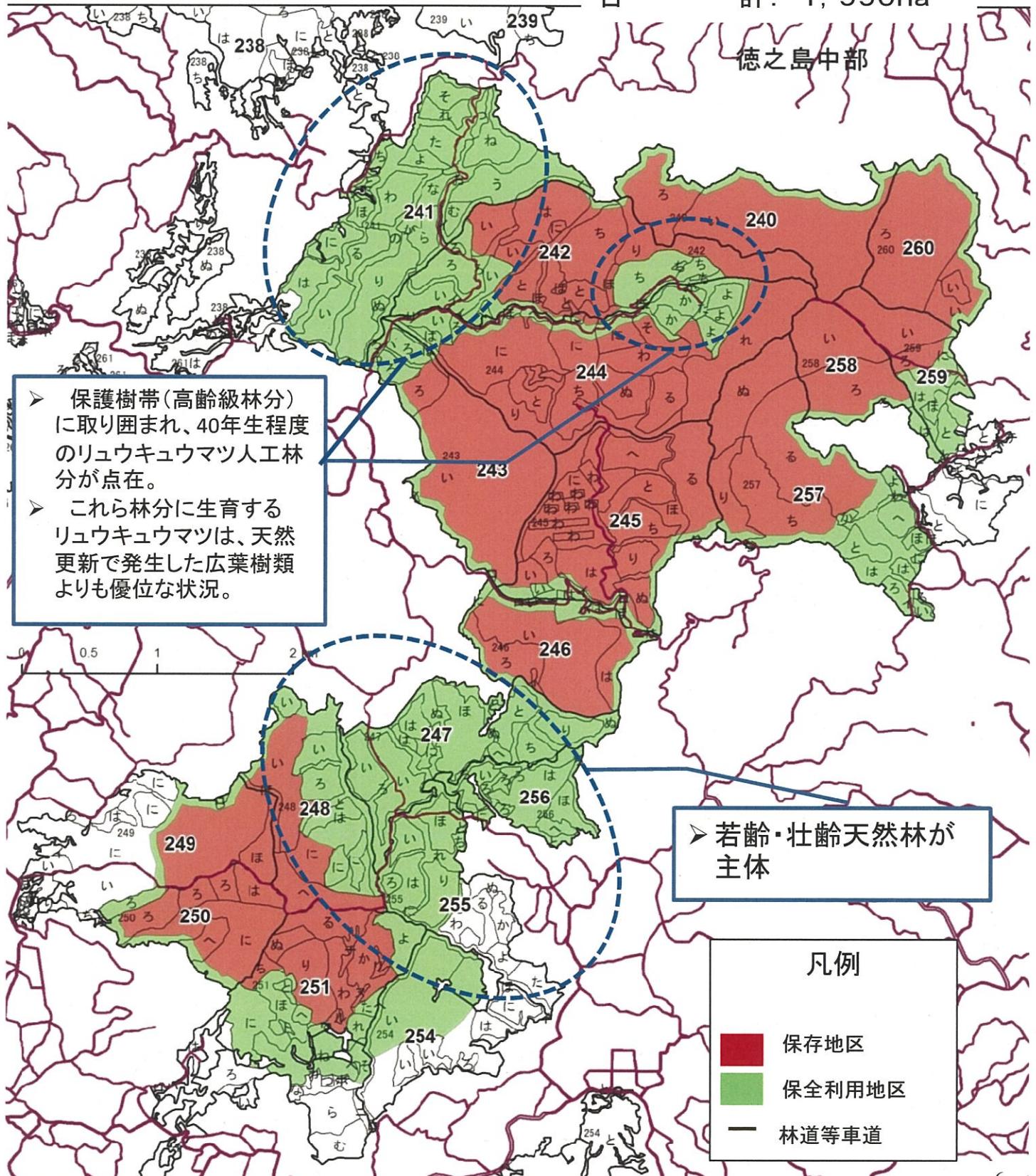
徳之島北部地域

保 存 地 区： 433ha
保 全 利 用 地 区： 352ha
合 計： 785ha



徳之島中部地域

保 存 地 区: 1, 089ha
保全利用地区: 901ha
合 計: 1, 990ha



奄美大島における木材産業

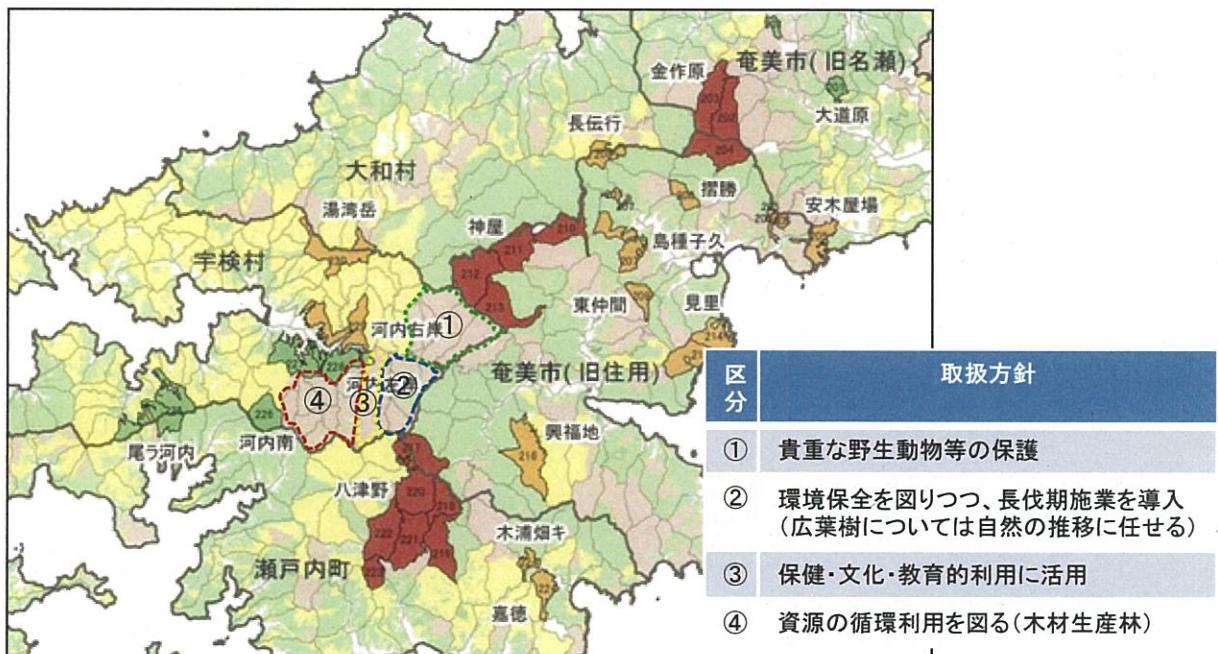
- 奄美大島を含む奄美群島森林計画区における木材生産量は、広葉樹を主体として近年3万m³/年程度で推移。
- 広葉樹資源については、奄美大島内で操業するチップ工場(2工場)で製紙用チップとして加工。
- また、針葉樹資源については、奄美大島内で操業する製材工場(4工場)で加工。
- これらチップ工場・製材工場の操業は、地域経済の振興に寄与。

奄美大島で操業するチップ工場A社の概要

- 従業員数:5名
- 原料の調達方法
 - 広葉樹については、立木販売にて買い付け。
 - 素材生産業者3社と業務提携(各社とも従業員数5名程度)
- チップ生産量(平成22年度実績)
 - 広葉樹:7千BDt(丸太換算で12千m³程度)
 - 針葉樹:3千BDt(丸太換算で6千m³程度)

※ 聞き取り調査による

【参考】宇検村有林における木材生産林等の設定状況



※ SGEC森林認証審査資料による

森林認証制度について

- ▶ 森林認証制度とは、森林資源の持続性や環境保全への配慮など、一定の基準を満たす森林管理が行われている森林を第三者機関が評価し、一定の基準を満たしていること認証する制度。
- ▶ また、そこから生産される木材などの林産物にロゴマークを付ける(ラベリング)ことを認めることにより、消費者が環境保全に配慮された林産物を選択的に購入する際の判断材料とすることも特徴の一つ。
- ▶ 森林認証制度は、1990年代から民間主体の取組として進展し、現在、FSC、PEFC、SGECなどの認証の枠組みに基づいて、それぞれが独自に認証を実施。

森林認証の本部機関

(FSC,SGEC,PEFC等)

- ✓ 森林管理の基準などを整理
- ✓ 認証機関を認定 等

認証機関として認定

認証機関

(アミタ、林業経済研究所等)

- ✓ 森林認証の本部機関が定めた基準を満たした森林管理などについているか、
- ✓ 生産された林産物が分別管理できる体制になつていているかなどを審査

審査・認証

Aさんの管理する森林

(宇検村有林 等)

- ✓ 一定の基準を満たす森林管理を実施
- ✓ 林産物の分別管理体制が確保

製材工場 流通業者

- ✓ ラベリングされた製品
- ✓ 分別管理体制が確保

消費者

- ✓ 環境に配慮された商品
- ✓ を選択的に購入



参考3

日本国内で認知度の高い森林認証制度の特徴

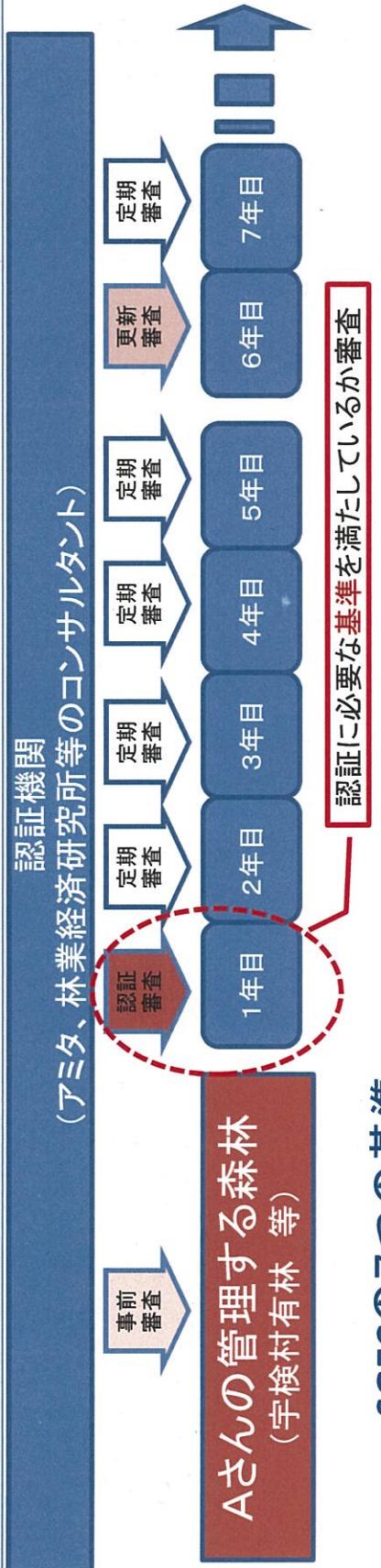
| 森林認証の名称 | ロゴマーク | 認証された森林の位置 | 備考 |
|---------|--|---|---|
| FSC |  | 全世界(80カ国 1.6億ha) (日本国内では35箇所、393千haが認証を取得) | ・WWF(世界自然保護基金)を中心として発足(1993年) ・国別、地域別規準の設定が可能。 |
| SGEC |  | 日本国内のみ (日本国内では107箇所、896千haが認証を取得) | ・我が国の林業団体、環境NGO等により発足(2003年) ・我が国の実情に応じた制度 |
| PEFC |  | ヨーロッパ中心(26カ国 約2.3億ha) (日本国内での認証実績無し) | 日本国内では木材製品のみ流通 |

ラベリングされた製品の例



森林認証の流れ（認証手続き）

- ▶ 森林認証は5年間を一つの単位としており、毎年の定期審査のほかに5年毎の更新審査が必要。
- ▶ これは、森林に対するニーズ変化やモニタリング結果を踏まえ、森林管理の水準をより向上させるとともに、SGECの場合、我が国の計画制度が5年間を基準としていることによるもの。



SGECの7つの基準

| 基準 | 内容(例) |
|-----------------------|--|
| 【基準1】 対象森林の明示・管理方針の確定 | ✓ 森林の所有権等がはっきりしており、森林の管理状態が帳簿類で整理されている ✓ 森林管理の方針と計画が作成されている |
| 【基準2】 生物多様性の保全 | ✓ 多様な生物種が共存できる取組を行う ✓ 希少種に配慮し取組を行う |
| 【基準3】 土壤及び水資源の保全と維持 | ✓ 急傾斜地の伐採回避や渓谷林の保全等を行なう |
| 【基準4】 生産力と健全性の維持 | ✓ 伐採後の植栽などを適切に行なう ✓ 森林病害虫対策や山火事対策を行なう |
| 【基準5】 法的・制度的枠組の遵守 | ✓ 国内法や条約等を遵守する ✓ 地域社会の伝統や文化的な慣習、生活上の権利を遵守する |
| 【基準6】 社会・経済便益の維持及び増進 | ✓ 森林管理の方針や生産された林産物等について、普及啓発を行う |
| 【基準7】 モニタリングと情報公開 | ✓ 森林の状態をモニタリングし、管理方針に反映する |